

第2次八王子市教育振興基本計画

ビジョン はちおうじの教育

みんなで育てよう はちおうじっ子

平成27~31年度



平成27年2月
八王子市教育委員会

施策展開の方向

10

家庭の教育力を支援するしくみづくり

全ての保護者が、身近な地域において安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の効果的な提供、相談体制の整備、家庭教育を支援する人材の育成を進めていきます。

施策 28

家庭教育支援活動の推進 【重点】

【現状と課題】

平成25年度の市政世論調査で「家庭教育で重要なこと」について質問したところ、「ルールや約束事を守らせる」「良いところや良い行いに気づきほめてあげる」「良くない言動をきちんとしかる」「早寝、早起きといった生活習慣を身につける」などの項目が、回答の上位を占めました。

家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育のことで、全ての教育の出発点です。「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣、自立心、心身の調和のとれた発達など、「生きる力」の基礎的な資質や能力を家庭において培っていくことが大切です。しかし、都市化や核家族化の進行、共働き・ひとり親家庭の増加や地域における人間関係の希薄化など、子育てをめぐる家庭環境は大きく変化しています。そのため、それぞれの家庭状況により、親が身近な人から子育てを学ぶ機会や、子どもと一緒に過ごす時間などが異なり、家庭での教育も影響を受けています。

これまで市教育委員会では、家庭の教育力を高めるため「八王子市の家庭教育8か条*」の配布、広報「はちおうじの教育」*の発行、ブックスタート事業*の実施などを通して、家庭教育の啓発に取り組み、また、生涯学習センターにおける家庭教育関連講座などの学習機会を提供してきました。さらに、「八王子市生涯学習プラン」を通して、市教育委員会をはじめ、市のさまざまな部署が、親子で参加できる行事・体験活動、保護者の学習の場、子ども家庭支援センターでの「子育てひろば*」など、保護者の交流の場を提供しています。

教育基本法第10条には、家庭教育における保護者の第一義的責任と、国及び地方公共団体の支援の必要性が明記されています。このことを踏まえ、家庭の教育力をより高めるため、悩みを抱える保護者や仕事で多忙な保護者など、さまざまな家庭状況に応じて家庭教育に関する情報や学習機会を提供していくことが必要です。また、家庭教育を支援する地域人材の育成、身近な場所で親同士が交流・相談できる場の提供など、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭の教育力を一層支援するしくみを構築する必要があります。

【施策の方向】

- 家庭教育の重要性や規則正しい生活習慣の確立の必要性について、引き続き理解の促進を図っていきます。
- 地域全体で家庭の教育力をより高めるため、子ども家庭部などの関係所管と連携して、PTAやNPO法人などがコーディネーター役となり、親とつながりやすい学校という場や子育てひろばなどの多様な場を活用して、学習機会の拡大を図っていきます。
- 家庭教育に関する市民の意識・意向を把握し、効果的な家庭教育の支援につなげていきます。

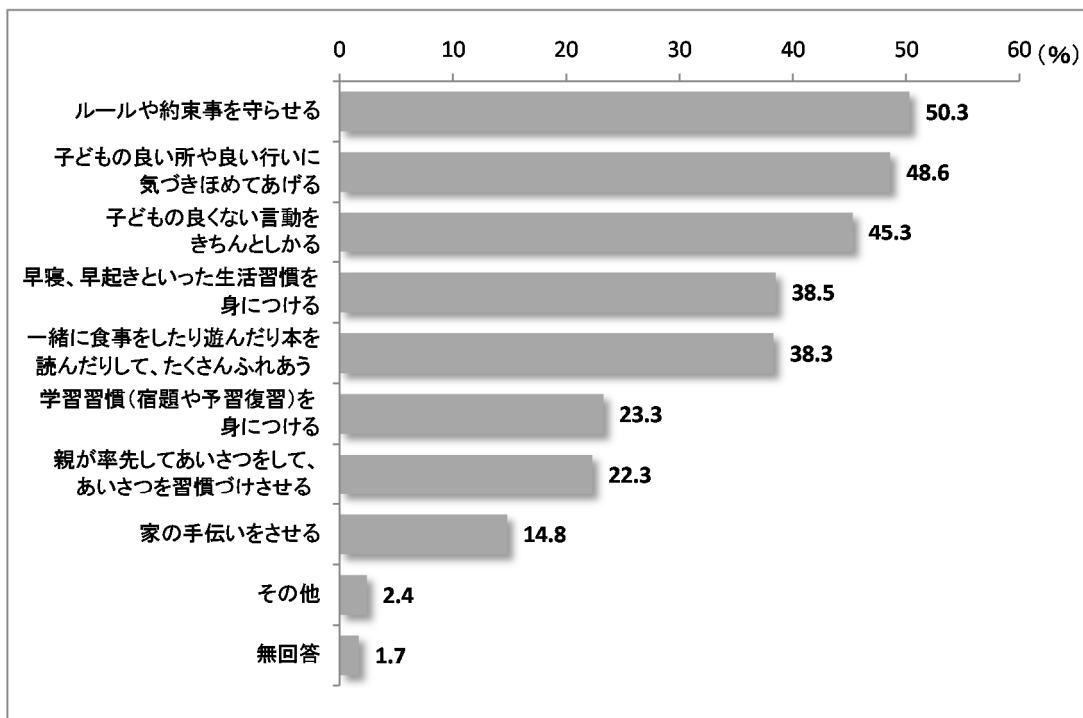
【主な取組】

- ◆ 「八王子市の家庭教育8か条」など、家庭教育関連のリーフレットを配布・情報提供することによる、家庭教育に関する啓発促進
- ◆ 生涯学習施設、子育て施設などにおける子育てや家庭教育関連講座の提供
- ◆ 八王子市立小・中学校PTA連合会や子ども家庭部等関係機関との連携促進
- ◆ 保・幼・小の連携による、切れ目のない家庭教育支援の実施
- ◆ 教育支援ボランティアやコーディネーターなどの人材育成の推進
- ◆ 家庭教育に関する意識調査の実施
- ◆ 広報「はちおうじの教育」での情報発信

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

■家庭教育で重要なこと



資料：平成25年度市政世論調査

施策展開の方向

11

地域の力を高める学校づくり

学校を核として子どもたちを育てるしくみづくりや地域の特性などを活かした学校づくりを進めて、地域の絆と力を高めます。

施策 29

学校を拠点とした地域の交流機会の充実

【現状と課題】

少子高齢化・核家族化が進む中、地域とのつながりが希薄化し、子どもたちは異世代との交流機会が少なくなるなど、子どもたちを取り巻く環境が複雑化しています。子どもたちには、集団活動を通して、心身の調和のとれた個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を養うことが求められています。

子どもたちの健やかな成長を育むためには、学校を核としたコミュニティづくりを行い、地域で子どもたちの成長を支えていくという意味を涵養（かんよう）していくことが必要です。

地震や大雨による土砂災害などの災害発生時には、小・中学校が避難所となることから、学校を中心として、地域住民と連携した防災訓練を実施し、地域全体で減災に取り組むことが求められています。また、地域と連携した防災訓練の実施などにより、地域同士の交流やつながりを強め、地域の防犯力を高めることが必要です。

【施策の方向】

- 学校を核として、学校と地域が連携・協働する体制を構築し、地域の絆と力を高め、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組を推進します。
- 校長のリーダーシップのもと、地域の力を学校教育に活かした学校づくりを推進します。
- 地域との交流を通して、子どもたちの安全の確保、さまざまな体験などによる「生きる力」の育成を図ります。
- 災害発生時には学校が避難所となるため、地域と連携した防災訓練などを行い、共通理解を図ります。

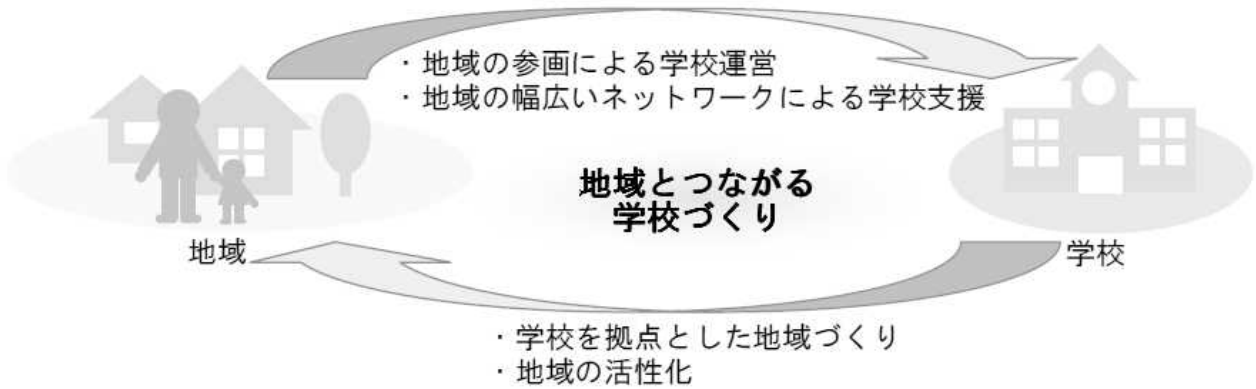
【主な取組】

- ◆ 地域とつながる体験学習の実施
- ◆ 地域とつながる職場体験活動の実施
- ◆ 地域と連携して行う防災訓練の実施

【関連する市の計画】

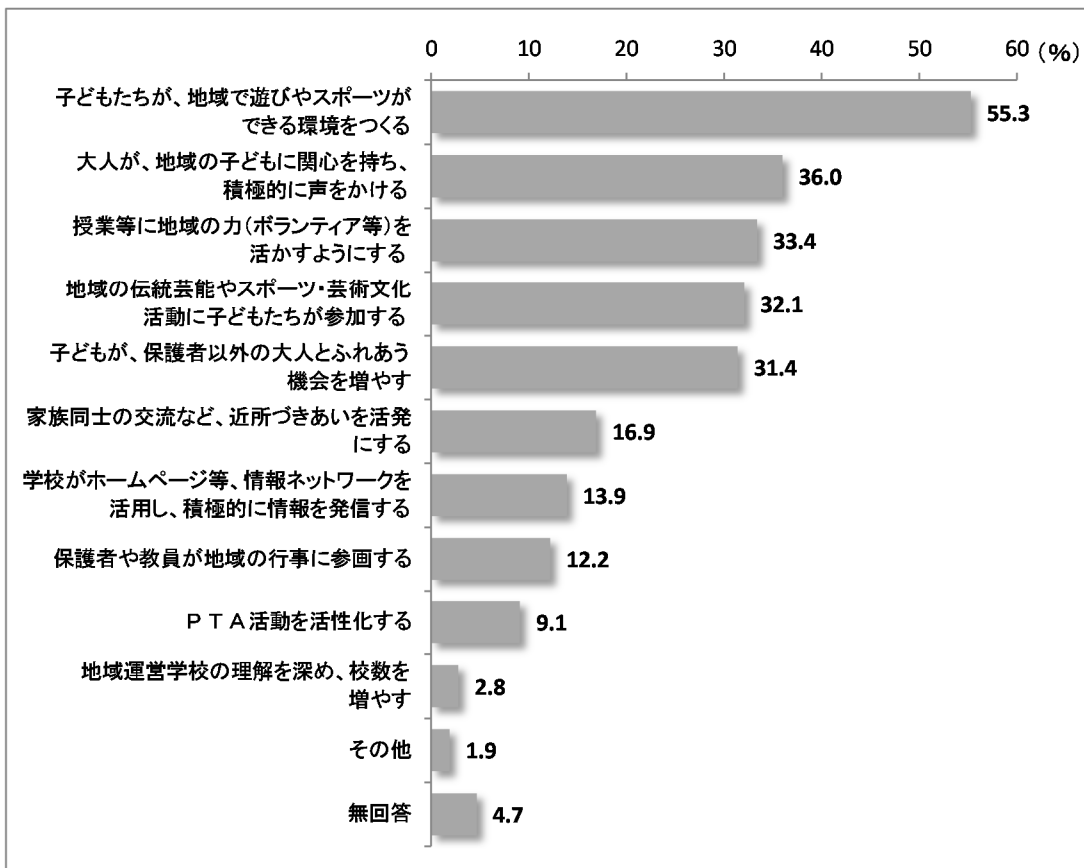
★ 八王子市地域防災計画

■学校と地域の連携のイメージ図



資料：「八王子ビジョン2022」

■学校・家庭・地域のつながりを深める上で重要なこと



資料：平成25年度市政世論調査

【現状と課題】

小学校単位で、放課後や夏休みなどに学校施設を活用し、地域人材やボランティアなどさまざまな人材の協力を得て、子どもたちに安全・安心な居場所を提供する「放課後子ども教室*」を実施しています。この放課後子ども教室では、子どもたちがさまざまな学びや体験活動を行うことで、次代を担う子どもたちを育成しています。

国では、「放課後子ども総合プラン*」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な学習・スポーツ・体験活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業を一体的、または連携して実施することが示されています。

その中では、学童保育を含めた全ての児童を対象として充実した活動プログラムを提供することや、学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校教育に支障が生じない限り余裕教室などの活用を促進することとしています。

本市では、平成26年度までに56校で放課後子ども教室を開設し、そのうち1校では、放課後子ども教室の運営を学童保育所運営団体と一本化し、平日毎日及び夏休みなどの学校長期休業期間に実施しています。その他の放課後子ども教室の運営主体は、主に保護者や地域住民が担っており、地域の実情に合った、学校の特色を活かした運営がなされていることから、放課後子ども教室が地域に支えられている子どもたちの居場所であることが大きな特徴となっています。

学校や地域、学童保育所との連携を更に強化し、全ての小学校において放課後の子どもたちの総合的な居場所対策を講じることができるよう、それぞれの地域の実情に応じた放課後子ども教室の拡充が求められています。

【施策の方向】

- 子ども・子育て支援新制度*により、学童保育事業の対象学年が小学6年生までとなることを踏まえ、学童保育所との連携を強化し、放課後の全児童を対象とした安全で安心な居場所として放課後子ども教室を拡充します。
- 小学校単位で放課後の居場所対策を講じ、実施日数の増や地域人材を活用した学習やスポーツなどの活動プログラムを充実します。
- 学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備を進める国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設等の積極的な活用や学童保育所と一体的、または連携した運営により、総合的な放課後対策の推進を図ります。

【主な取組】

- ◆ 放課後子ども教室の拡充
- ◆ 余裕教室の積極的活用促進
- ◆ 学童保育所・児童館との連携
- ◆ 地域・NPO・大学・企業などの積極的な参画による放課後子ども教室の推進

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

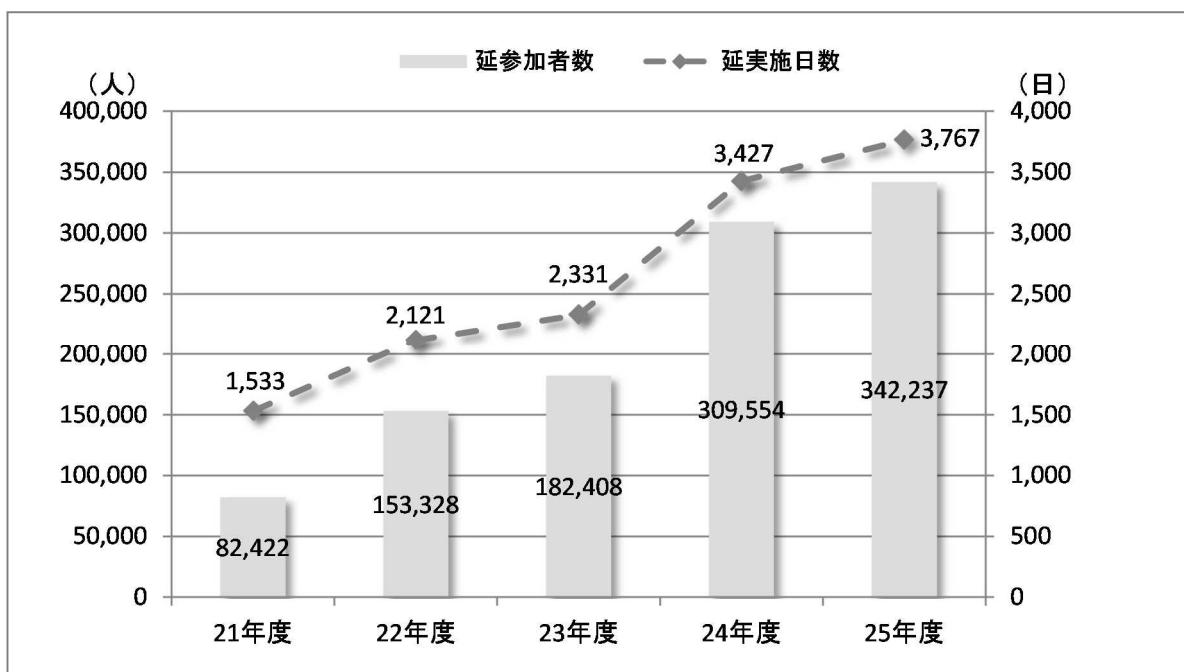
■放課後子ども教室実施校数の推移

単位 (校)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
21	27	35	49	53	56

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」より作成

■放課後子ども教室の延実施日数と延参加者数の推移



資料：「平成26年度点検・評価」(市教育委員会)



▲第十小学校地区放課後子ども教室(けん玉検定を開催)